



←出張所HP
QRコード

【発行】国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 能代国道維持出張所
〒016-0121 能代市臈淵字一本柳97番1号 TEL0185-58-2919/FAX0185-58-3149
平成28年8月8日から仮庁舎（能代河川国道事務所1階）に移転しました！

当出張所では、国道7号(三種町天瀬川三倉鼻～能代市ニツ井町小繋)と、琴丘能代道路(能代南IC～ニツ井白神IC)を管理しています。

特殊車両の指導取締りを実施しました

9月26日(月)、能代市の浅内車輛検測所において能代警察署、東北運輸局秋田運輸支局、東北地方整備局能代河川国道事務所が連携して、特殊車両の指導取締りを行いました。

特殊車両の指導取締りは、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のための必要な措置を命じることを目的に、毎年定期的実施しているものです。

違法車両の通行による社会への影響は、下記のとおりです。



【特殊車両指導取締実施状況】

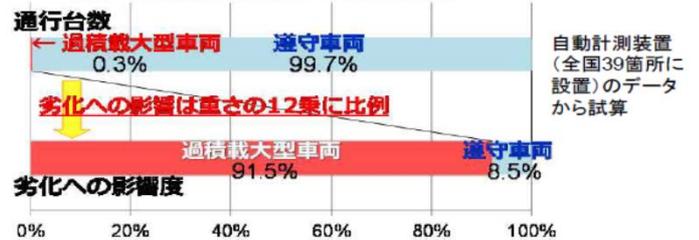
1. 重量超過による悪影響

①. 道路構造物への悪影響

- 重量を違法に超過した車両(車両総重量20tを超える)の割合は、全交通の0.3%
- その違法車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占めており、国民の重要な財産である道路橋の劣化の主要因となっている。

【国管理の橋梁・トンネル補修、耐震補強予算：平成24年度当初832億円】

【図 道路橋の劣化に与える影響】



②. 交通事故による社会経済への悪影響

過積載によって、以下のことが起こりやすくなります

- 制動停止距離が長くなる。
(定量積載10t車が18t積載した場合、80km/hの制動距離は50m→70m)
- 衝突時の衝撃は、重量とスピードに比例して大きくなるため、死亡事故などの重大事故などにつながります。
- 散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、**長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会経済活動に多大な影響を与えます。**



【車両の横転により散乱した大量の積荷】

2. 高さ超過による悪影響

道路を通行できる車両の高さは、**3.8mまで**と決められています。よって、路面からその3.8mに余裕高を加えた4.5mの高さまでは、信号機や道路標識などの道路付属物を設けないこととなっています。

しかし、積載物による4.5m以上の高さ超過の車両により、信号機、横断歩道橋や道路標識が損傷を受ける被害が生じています。損傷の原因者はそのまま立ち去るケースが多いため、その補修に多額の費用を必要としています。



【高さ超過車両による標識の損傷状況】

以上のことから過積載を行った場合、運転者には5割未満超過でも違反2点及び反則金3万円(大型車・中型車)、会社にも一定期間自動車や営業所の使用禁止などの処分が課せられます。

国民の重要な財産である道路を末永く利用するために、過積載などの違法車両の通行は行わないようにしましょう。